

日本共産党倉敷市議会議員団の末田正彦です。通告に従い順次質問いたします。

### 1 点目は、倉敷市立児島市民病院について、市長にお尋ねします。

担当委員会の事案ではありますが、地元での問題でもありますのでご了承願いたいと思います。ご存じのとおり、現在児島市民病院は、常勤の内科医師が不在となり、住民のみなさんに十分な医療サービスが提供できていません。

午後の内科診療は休診となり、「総合診療科」を新設し、外科医師による初期診療で急場をしのいでいます。

また、常勤の内科医師不在は午後からの救急体制にも大きな影響を与え、内科救急患者の受け入れが出来ない事態に陥っています。児島地区の救急車の出勤で、病院の搬送先の状況を昨年と比べてみるとよくわかります。4 月から 8 月までの 5 ヶ月間で、児島地区へは 510 回から 343 回へと減少。児島地区外へは 769 回から 885 回へと増加しています。

さらに、常勤の産科医師が退職の意向を示していることから、10 月以降の分娩受け入れが事実上中止されています。

また、経営上も収益が前年比 6 割強と大きく落ち込んでいると聞いています。

常勤医師の招聘の取り組みについて市長は、今議会の答弁でも、「一生懸命努力している。私、副市長、局長、病院長、大学に何回もあしを運んでいる」というものでした。

そこでお聞きしますが、内科医師大量退職をめぐる原因・問題点も絞られてきていると推察するところですが、市長として「一生懸命努力している、頑張っている」というだけではなく、どうすれば医師を派遣してもらえるのかも含めて、具体的に話をなさっているのでしょうか。そして、確保の見通しはどのようなのでしょうか。また見通しがたっているとすれば、その時期はいつ頃なのか、お尋ねしたいと思います。

市民の感覚は、「6 人もお医者さんがいたのに、何で一人のお医者さんと呼ぶことすら出来ないの」であります。答弁を求めます。

現在、児島市民病院の一日も早い正常化と充実を願う市民のみなさんの運動が、大きな広がりを見せつつあります。

去る 7 月 20 日、倉敷市職員労働組合児島市民病院分会の呼びかけで、「児島市民病院を守り、地域医療を考えるつどい」が瀬戸大橋架橋記念館で開かれ、患者さんや児島地区の町内会・婦人会のみなさん、病院の存続を願う人たちなど 250 名を超える多くの市民が集まりました。

私も参加したのですが、つどいに参加した市民からは、「いま 3 人目の子どもを妊娠しています。一日も早く市民病院で産めるようにしてほしい」あるいは「お年寄りたちが、かかっているお医者さんがなくなった、と不安をかかえています。市民として私たちに出来ることがあれば頑張れる」など病院の存続・充実を願う市民の思いがだされました。

このつどいで「市立児島市民病院を守り、地域医療を考える会」準備会が結成され、倉敷市長及び岡山大学病院長あてに、「児島市民病院の医師を確保し、地域医療を充実させる

ことを求める署名」を取り組むことが決まりました。20000筆を目標に取り組みを開始し、児島地域を中心に多くの町内会、婦人会、労働組合、ほか各種団体のみなさんの協力のもと、現在31000筆を超える署名が集まっています。

準備会は、9月18日に正式に「会」として発足する予定と聞いています。代表には、児島医師会会長、児島自治会連合会会長、児島婦人協議会会長を迎え、倉敷市長及び岡山大学病院長に対して、集まった署名を持って要請をおこなうことにしています。

児島市民病院の一日も早い正常化と充実を願う市民の思いは、本当に熱いものがあります。市長は、市民のこの熱い思いをどう受けとめていますか、そして、どう応えようとしていますか、お聞かせ下さい。

また一方で、市民の中から、「どうも倉敷市当局が一丸となって、この危機を解決しようとしている姿、また危機意識が見えてこない」などの声も聞こえてきます。どうお感じですか。答弁を求めます。

この項の最後に、国がすすめるようとしている公立病院改革ガイドラインについて質問いたします。

「公立病院改革ガイドライン」の策定は、安倍内閣が2007年6月に閣議決定した「経済財政改革の基本方針2007」いわゆる骨太方針2007で「社会保障改革」の一環として明記されました。

「骨太方針」のなかで、国の社会保障費を毎年2千2百億円削減することを打ち出し、「自治体リストラ」で行政の担い手を「官から民」に移した財政支出の削減も掲げられました。

この路線のもと、総務省は2008年度中に、公立病院について「ガイドライン」が提起した(1)経営の効率化(2)病院機能の再編・ネットワーク化(3)経営形態の見直しという「3つの視点」に沿った「公立病院改革プラン」の策定を求めてきました。

私は、公立病院の再編・縮小・廃止を推進して、社会保障削減が目的の「ガイドライン」の国による押し付けは許すことはできない、と強く申し上げたいと思います。

2007年12月4日に行われた日本自治体労働組合総連合(自治労連)による総務省交渉で、総務省は「病院改革ガイドラインは強制ではない」と答えています。

私は、強制力のない「病院改革ガイドライン」に基づく「改革プラン」策定は、すべきでないと考えますがどうですか、お尋ねします。

自治体病院は、憲法や医療法にもとづいた国民の医療を受ける権利に対して、行政がその責任を果たすために地域で不足する医療の提供をおこなう役割を負っています。公費が使われる以上、効率性や節約が求められるのは当然ですが、国民の命と健康に直接関わる事業に対して、「採算性」を基準にした議論は適切ではない、とすることを最後に申しあげておきます。

**通告の2番目は、(仮称)児島市民交流センターと公民館活動についてお尋ねします。**

児島市民交流センター事業に関しては、建設地をめぐる意見がもつれ、この1年間進展を見せていません。私は昨年12月議会で次のように指摘しました。「この原因は行政と住民との十分な議論の不足。そして、複合施設先にありき、まちづくり交付金事業先に

ありきで、複合施設そのものに対する検討が足りなかったところからきているのではないか」

まさに、そのとおりではありませんか。さらに、いつのまにか複合化計画の中に児島労働会館も入ってきている。ここにきて既存建物の有効利用の話が持ち出され、児島文化センターの耐震診断が補正予算に計上されています。事業の計画期間は平成 22 年度末とのことですが、間に合うのでしょうか。計画のずさんさがこの事態を招いていると思います。当局の真摯な反省が求められます。

今回は、複合化計画の中に入っている公民館が、市民交流センターの中で本来の役割をはたしていけるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

公民館の目的は倉敷市公民館条例第 3 条に、「市民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行ない、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と記されています。

市民交流センターの機能の基本的な考え方は、「地域住民の活動の場としてのコミュニティ機能」が強調されるにあまり、カルチャーセンター、コミュニティーセンターなどの類似施設と見分けがつきにくくなる恐れを感じています。本来の公民館の役割が、発揮できるのでしょうか。

第 8 回倉敷市公民館等検討委員会の議事要旨の中にも、委員から「検討委員会で出た様々な要望が、交流センター建設に反映されていないのではないか」との記述がありますがどうですか。

公民館が市民交流センターの中に入るのであれば、公民館の機能と役割がその中でしっかりと位置づけられるのかどうか、お尋ねします。

次に、岡山市に学び、公民館に正規の専門職員の配置を求めたいと思います。平成 17 年 6 月議会で、わが党の大本芳子議員が、岡山市のように地区公民館にも企画立案技術を持つ専門職員の配置を求めました。

吉田教育長は、「公民館に有能で意欲ある職員を確保することや専門的知識を有する社会教育主事等の配置が望ましいと認識している。公民館のあり方も含めて、どのような組織・人事体制がいいのか、今後検討したいと考えている」と答弁されました。

これを受けて同年 10 月、倉敷市公民館等検討委員会が設置され、9 回の審議を経て、本年 2 月「倉敷市公民館の今後のあり方について」の報告書がまとめられました。

この報告書の中で、「社会教育主事の有資格者など専門性を持った職員や、公民館業務への意欲、適正を持った職員の採用及び配置」さらに「公民館活動のより一層の充実を図るための嘱託職員の勤務条件等の見直し」「職員の各種研修会や講習会へ積極的、計画的な参加による専門的な知識の習得」等が掲げられました。まさに、公民館活動を担っていく人をつくり、育てることにやっと思が向いたということです。

先日、党市議団で岡山市の京山公民館におじゃましました。すばらしい実践をされています。岡山市での教訓も、「職員体制の充実が、公民館充実の第一歩」というものでした。

ここであらためて、公民館に正規の専門職員の配置を求めます。そしてこういった形でこの報告書に示された中身を実践していくのでしょうか、答弁を求めます。

通告の3番目は、雇用促進住宅の廃止問題について質問いたします。

紙切れ一枚の通知で、出ていくようにと言われた雇用促進住宅問題。入居者に不安が広がっています。

自民・公明政権は、2021年度までに同住宅約14万戸を全廃する方針を昨年2月に打ち出し、さらに追い打ちをかけるように、昨年12月24日の閣議決定で2011年度までに、全住宅数の約半分67500戸を前倒ししての廃止を決定しました。今年5月に「早く出ていけ」と言わんばかりの紙切れ一枚の通知を入居者に送りつけ、入居者の間に大きな不安が広がったわけです。

倉敷市においても5箇所の住宅で、入居416戸が退去を迫られています。

今回廃止対象になっている住宅に住んでいる方の話ですが、この8月末で契約が切れ、契約更新を拒否され、1年以内に退去してもらいたいとの連絡を受けたということです。

雇用促進住宅は、移転就職者用宿舎としての役割に加え、政府自ら「住宅建設計画」に位置付けてきたことでも明らかのように、国の公的住宅供給の一環として重要な役割を担ってきました。

私は、自民・公明政権による今回の立ち退き要求は、何の道理もないばかりか、居住権の乱暴な否定であり、憲法25条に規定された国民の生存権を侵すものとして、断じて認めることはできない、と強く申し上げておきます。

加えて、現行借地借家法の定めにある、地主が立ち退き請求できる「建物の使用を必要とする事情」という正当な理由にも当たりません。「特殊法人改革」は、国の都合で始まったものであり、入居者には何の関わりも責任もありません。

さらに、国や機構は、「公共住宅等の整備が進んできた」と廃止理由で述べていますが、とんでもないことです。倉敷市の市営住宅をみても、今年6月募集の市営住宅応募倍率は、平均6.32倍という高倍率となっており、入居すら困難な状態になっています。

今日の入居者の状況は、仕事、年齢、収入状況、家族の事情などからみても、短期間に替わりの住宅を確保し、生活していける条件を備えた人が少ないのが実態です。

こうした中、日本共産党倉敷市議団は、去る8月18日、「雇用促進住宅の廃止・売却に関する要望」を倉敷市におこないました。内容は次の3点であります。

入居者の理解を得ないまま一方的におこなわれた住宅廃止決定を白紙に戻すよう国に要望すること。

入居者の声を十分に聞き事情もよく理解した上で、一方通行でなく時間をかけた話し合いをおこない、仮にも住宅の廃止、入居者退去を強行することのないよう国に要望すること。

2011年度末までに倉敷市においても、5箇所の住宅（児島、児島第二、林、真備、真備第二）で、入居416戸が退去をせまられている。住民の暮らしと福祉を守るという見地から、入居者に対してアンケート調査等で住民の声を聞き、状況の把握に努めること。

を求めました。そこで、この3点について、改めて当局の見解を求めたいと思います。

質問の最後は、「消防の広域化」で消防力は強化されるのか？災害対策は機能するのか？という点から、消防の広域化の問題について質問いたします。

政府は、「消防本部の規模が大きいほど災害への対応能力が強化され、組織管理及び財政管理の観点から望ましい」として、管轄人口 30 万人以上の規模を目標に、「平成 24 年までを目途に広域化を実現する」との方針を決めました。

岡山県も国と同様の考えのようで、現在県内 14 ある消防本部を 1 つの本部に統合し、県内全域を 1 つの管轄とする案の「消防広域化推進計画」を策定しました。

国も県も広域化をバラ色に描いていますが本当にそうなのでしょうか。県の計画書を見てもメリットは書いてありますが、デメリットには触れていません。

1 月 17 日付け岡山日日新聞に「各市長の理解えられず」と題して、消防広域化に対する各市長の考えが掲載されています。例えば片岡聡一総社市長は、「総社市は独立して残りたい。あまりメリットがメリットと思えない」と広域化に反対。石垣正夫新見市長は、「非常備消防との連携がどうなるか心配」と懸念を表明。瀧本豊文井原市長は、「現時点でも応援協定が結ばれており支障はない。メリットが今ひとつ見えてこない」と慎重な姿勢。古市健三前倉敷市長は、「結論を急ぐべきではない。防災施設の整備など先にやらないといけないうことがいっぱいある」と述べた。とあります。

そこで、まず市長にお尋ねしますが、県の広域化案は倉敷市にとってどうなのか。消防局サイドからは、「国の基準は満たしている」と聞いています。

市長は、「地域の力」を大変重視されているようですが、その点からも広域化はいかがなものか、メリットがあるのかないのかも含めて、市長の率直な感想をお聞かせ下さい。

次に、消防の広域化について、懸念されていることをいくつか確認しておきたいと思えます。

まず、広域化で消防体制の基盤が強化されるのか、お尋ねします。

1 点目は、被害の軽減に役に立つか、という点です。

消防とはまさに「時間との勝負」です。国・県の考えは、遠くから消防自動車を集結させようとするものです。火が大きくなってから消防車が多数で駆けつけてきても、被害の軽減には役に立ちません。広域化ではなく、人員の充実など地域の消防力を整備することこそ必要なではありませんか。

2 点目は、広域化で消防力が引き下がる恐れがあるのではないかと、という点です。

例えば、人口 30 万人規模の自治体では、「消防力の整備指針」で消防車の配置は 14 台必要とされていますが、仮に、5 万人規模で 3 台しか持っていない自治体が 6 つ集まって 30 万人規模の消防本部をつくったとすると、18 台の消防車を保有することになります。このことが消防力引き下げの口実になる恐れが考えられませんか。

3 点目は、消防力の質の低下が懸念される、という点です。

広範な人事異動は消火活動に支障をきたす恐れがあるのではないのでしょうか。消火活動を迅速に実施するためには、管轄区域の隅々まで地理を熟知してこそ可能です。

また、職員の階級調整など身分上の問題や、緊急情報システムの統合、無線局の統合など技術的な問題もあるでしょう。答弁を求めます。

次に、地域の消防防災体制の困難が予想されるのではないか、という点についてお尋ねします。

わが国の消防は、消防署と消防団の共同によって、火災や自然災害などから住民の命と財産を守っています。とりわけ消防団は、地域の実情をよく知っており、災害発生時には、「地域の消防防災」の要として機能します。

しかし、地域の消防署が広域化されると消防団と分断されてしまい、地域の消防防災体制に困難が予想されますが、この点についてどうお考えですか。

私は、危機管理で最も重要な原則は統一した指揮であり、消防団と消防署の分断があってはならないと思います。消防団の位置づけを地域の実情に応じて明確にし、消防署との連携を強化することが大切ではないでしょうか。

以上、4項目について質問いたしました。当局の明確な答弁を期待して、私の質問いたします。